

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

新旧対照条文

目次

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間 (平成二年労働省告示第八十三号) (第一関係)	1
○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(平成十一年労働省告示第四百十一号) (第二関係)	2
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号) (第三関係)	3
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数(平成十五年厚生労働省告示第四百四十六号) (第四関係)	4
○日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針 (平成二十年厚生労働省告示第三十六号) (第五関係)	5

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間
 (平成二年労働省告示第八十三号) (第一関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(廃止)</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第二項の厚生労働大臣が定める期間は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号)第四条第一項各号に掲げる業務並びに同令第五条第一号、第二号、第六号、第七号、第九号及び第十号の業務にあつては、三年とする。</p>

○ 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第四百十一号）（第二関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 法第三条に関する事項（均等待遇）</p> <p>一 差別的な取扱いの禁止</p> <p>職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第二条第四号</u>に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。</p> <p>また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第四十八条の四第一項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。</p>	<p>第二 法第三条に関する事項（均等待遇）</p> <p>一 差別的な取扱いの禁止</p> <p>職業紹介事業者、労働者供給事業者及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）<u>第二十三条</u>に規定する派遣元事業主（以下「職業紹介等事業者」という。）は、全ての利用者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。</p> <p>また、職業紹介事業者及び労働者供給事業者は、求職者又は供給される労働者が法第四十八条の四第一項に基づく厚生労働大臣に対する申告を行ったことを理由として、差別的な取扱いをしてはならないこと。</p>

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）（第三關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 事業主等のうち、障害者である派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。）に係る派遣先（同法第二条第四号に規定する派遣先をいう。以下この号において同じ）であつて、当該障害者である派遣労働者が当該派遣先の事業所で労働に従事することを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従つて算定したグループ就労訓練の訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）</p> <p>イ・ロ（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 事業主等のうち、障害者である派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。）に係る派遣先（同法第三十條の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この号において同じ）であつて、当該障害者である派遣労働者が当該派遣先の事業所で労働に従事することを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従つて算定したグループ就労訓練の訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）</p> <p>イ・ロ（略）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数（平成十五年厚生労働省告示第四百四十六号）（第四関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第三号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第三号ロの厚生労働大臣の定める日数は、十日とする。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣の定める日数</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の二第一項第二号ロの厚生労働大臣の定める日数は、十日とする。</p>

○ 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三十六号）
（第五関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 趣旨</p> <p>この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第三章第一節から第三節までの規定により、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示百三十七号。以下「派遣元指針」という。）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号。以下「派遣先指針」という。）に加えて、日雇労働者（労働者派遣法第三十五条の四第一項に規定する日雇労働者をいう。以下単に「日雇労働者」という。）について労働者派遣を行う派遣元事業主及び当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。</p> <p>第六 教育訓練の機会の確保等</p> <p>一 派遣元事業主は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働者派遣法第三十条の四に基づき、日雇派遣労働者の職業能力の開発及び向上を図ること。</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第三章第一節から第三節までの規定により、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示百三十七号。以下「派遣元指針」という。）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号。以下「派遣先指針」という。）に加えて、日雇労働者（労働者派遣法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者をいう。以下単に「日雇労働者」という。）について労働者派遣を行う派遣元事業主及び当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。</p> <p>第六 教育訓練の機会の確保等</p> <p>一 派遣元事業主は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働者派遣法第三十条の三に基づき、日雇派遣労働者の職業能力の開発及び向上を図ること。</p>

